

県民協働による里山の整備・利活用事業

【森林政策課・信州の木活用課・森林づくり推進課】

1 必要性・独自性

【基本方針活用事業より】

- ・過疎化・高齢化が進む山村地域で里山を保全するには、地域住民等による里山の多面的な利活用を進め、管理の空洞化の抑制につながるような権利関係の調整を行いつつ、間伐等の整備を推進することが有効であり、こうした活動を県内全域で展開していくことが重要。
- ・このような観点から、「長野県ふるさとの森林づくり条例」では、地域住民が自発的に里山保全を図ろうとする地域を市町村の申し出により知事が「里山整備利用地域」に認定し、里山の整備及びその利用に関する活動を促進している。
- ・このため、こうした制度を効果的に活用しつつ、住民協働による里山の整備を促進するとともに、木材利用や教育、観光等の多面的な森林資源の利活用を進めることで、森林と地域の関係性を再生し、自立的・持続的な長野県独自の森林管理を構築していくことが必要。
- ・間伐材の搬出・利用が可能な場所においては、路網整備を含めて、間伐作業と木材の搬出作業を同時・一体的に行う搬出間伐を実施し、間伐材等の利活用を進めることが必要。
- ・自立的な里山の多面的利活用を行う事業主体を育成していくためには、資機材の導入支援や遊歩道の整備も必要。

2 目指す成果・成果目標・指標

【基本方針活用事業より】

- ・里山整備利用地域の認定 約150地域/5年間
- ・地域住民等の主体的な参画による里山の整備・利活用 概ね1,500ha程度/5年間
- ・里山の整備・利活用に取り組む里山整備利用地域数 約150地域/5年間

【取組により期待される効果】

- ・間伐材の搬出量の増加、路網整備の促進
- ・里山を活用した副業の展開等による山村経済の活性化、人材育成
- ・地域住民の里山利活用の増加

3 事業の概要

【里山整備利用地域活動推進事業】

- ・地域住民による里山の整備・利活用を促進するため、長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」の認定地域において、地域住民等で構成する里山整備利用推進協議会による里山整備利用地域活動計画の作成、里山整備利用地域での地域活動を支援する。

予算額:千円

事業内容	事業主体	R3年度 事業計画及び目標		補助率	予算額
・里山整備利用地域の区域調査、合意形成、地域活用 ・里山整備利用協定の締結 自立的な活動となるよう支援期間は最長3ヶ年度/地域	里山整備利用推進協議会	里山整備利用地域の認定	25 地域	10/10	42,000

【里山資源利活用推進事業】

- ・里山の資源を有効に活用し地域に還元する仕組みづくりを進めるため、自立的・持続的な管理体制の構築に必要な資材の導入等を支援する。

予算額:千円

事業内容	事業主体	R3年度 事業計画及び目標		補助率 [※]	予算額
資機材等の導入(チェーンソー、薪割り機、簡易ウインチ、移動式トイレ等) 遊歩道の整備	里山整備利用推進協議会	里山整備利用地域の認定	25 地域	3/4	20,700

※補助対象事業費上限: 1地域当たり累計1,500千円(補助金額1,125千円)

【みんなで支える里山整備事業】

- ・長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」の民有林(県及び市町村有林を除く。)において、住民協働による里山の整備を促進するとともに、多面的な森林資源の利活用を進めることで、自立的・持続的な森林管理の構築を図る。

予算額:千円

事業内容	事業主体*	R3年度 事業計画及び目標		補助率	予算額
・里山の整備 (間伐、撤出間伐、植栽、下刈り、緩衝帯整備等) ・路網整備	市町村、森林組合、NPO法人、森林所有者の団体等	里山の間伐等	375 ha	9/10	82,000
		活動地域数	35 地域		

*里山整備利用推進協議会の構成員となっていることが必要

4 見える化に向けた取組、取組の継続性、他地域への波及効果等

【見える化に向けた取組】

- ・福祉や観光、子育てなど、多様で幅広い世代の森林との関わりを創出する。

【取組の継続性】

- ・「里山整備利用地域」に認定することで継続的な取組を担保するとともに、立ち上げ段階での活動主体の組織化や地域活動、資機材の導入等の支援を行うことで、その活動を軌道に乗せ、自立的な活動を促す。

【他地域への波及効果】

- ・里山整備利用地域の取組に関する広報や研修会などを通じて、他地域への波及を図る。
- ・地域の林業技術者の活用や里山の多面的な価値の創造によるビジネスモデルづくりを促進する。

《事業イメージ》

<p>【里山整備利用地域】</p>  <p>里山整備利用地域は地域住民やその他の利用者が主体的に里山の整備・利用に取り組む地域を、市町村長の申出により、長野県ふるさとの森林づくり条例第26条に基づいて知事が認定するものです。 里山整備利用地域に認定されると、県は市町村と連携して、地域における里山整備利用活動を支援します。</p>	<p>【認定の手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村長 里山整備利用推進協議会の意見聴取 候補地選定、事前調査、地元・森林所有者との調整 認定の申出 ○知事 認定の審査、認定 <p>【里山整備利用地域の認定要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象森林が5ha以上、密接に関係する集落が存在する (地形等の状況でやむを得ない場合は5ha未満でも対象) ○地域住民等による自発的な活動体制がある ○活動内容が里山の整備及び利用を推進するものであり、里山の保全に資するもの ○活動が継続的に行われると認められる 	
		
<p>【防災講習会:立科町宇山】</p>	<p>【環境教育:木曾町宮の越】</p>	<p>【安全技術研修:山ノ内町湯田中】</p>